

●【公布された条例等のあらまし】

● **宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則**（規則第三十九号）

- 一 宅地造成等に関する工事等の着手、変更及び中止等の届出に係る規定を設けることとした。
- 二 宅地造成等に関する工事等の許可申請書に添付する書類について定めることとした。
- 三 宅地造成等に関する工事等の軽微な変更の届出及び定期の報告並びに身分証明書の様式を定めることとした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。